

## 1 これまでの経緯

高知市では、平成 27 年度の清掃工場余剰電力について、競争入札により日本ロジテック協同組合と売買契約を締結していたが、売電料金の未払いが発生したことから、平成 27 年 12 月 31 日をもって契約を解除した。その後、未収金となった平成 27 年 10 月から 12 月分の売電料金等の回収に向け、再三の督促を行うほか、平成 28 年 3 月 15 日、売電料金等の支払いを求める訴えを、高知地方裁判所に提起した。

しかし、平成 28 年 4 月 15 日に日本ロジテック協同組合の破産手続開始が決定されたため、訴訟は中断となり、破産管財人による破産手続が行われ、その手続きがほぼ終結し、平成 30 年 5 月 10 日付けで「配当額確定の通知」を受領した。

## 2 配当額確定の通知内容

(1)配当額確定通知日：平成 30 年 5 月 10 日

(2)通知の内容：本市に対する配当額 54,402,057 円

(3)配当金振込実施日：平成 30 年 6 月 21 日(木)

## 3 今後の予定

今後、6 月議会にて建設環境常任委員会へ報告を行う。

配当後の未収金については、不納欠損として処理を行う予定。

### [参考]

#### ①本市の債権額

売掛金	181,034,370 円	(平成 27 年 10 月分：73,196,574 円 11 月分：79,851,979 円 12 月分：27,985,817 円)
遅延損害金	4,205,670 円	(破産手続開始前日の 平成 28 年 4 月 14 日まで)
差 損	43,119,897 円	(契約解除に伴い発生した差損 平成 28 年 1 月, 2 月, 3 月分)
合 計	228,359,937 円	

②配当率 54,402,057 円 / 228,359,937 円 = 約 23.8%

### 別表

訴訟関係		破産手続関係	
H28.3.15	高知地方裁判所へ提訴		
H28.4.19	第1回口頭弁論 中止  裁判中断	H28.4.15	東京地方裁判所において破産手続開始決定
		H28.6.17	破産債権届出書提出
		H28.9.26	・第1回 債権者集会開催
		H29.3.15	・第2回 債権者集会開催
		H29.10.4	・第3回 債権者集会開催
		H30.3.28	・第4回 債権者集会開催 配当表の閲覧により高知市の破産債権を確認
H30.4.20	破産手続の状況について高知地方裁判所へ上申書提出	H30.4.6	最後配当の通知
H30.4.26	高知地方裁判所より訴訟終了の連絡あり		
		H30.5.10	配当額確定の通知
		H30.6.21	配当金振込実施(予定)